

県有施設使用電力量一括把握システムの導入について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和５年６月２６日

奈良県総務部長 湯山 壮一郎

第１ 競争入札に付する調達の内容

１ 調達物件

県有施設使用電力量一括把握システムの導入

２ 入札物件の数量及び特質

入札説明書、仕様書によります。

３ 契約期間

契約締結日から令和５年１２月１５日（金）まで

４ 調達場所

奈良市登大路町３０番地

第２ 入札方法

- １ 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。

※奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト

<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>

- ２ 郵便入札の可否 否

- ３ その他詳細は、入札説明書によります。

第３ 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる１から４までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- １ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ２ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Ｑ２「電算業務」で

登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 電子入札システムへの利用登録が完了している者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書で示す書類を奈良県総務部管財課施設係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時および場所 実施しません
- 2 競争入札参加資格確認申請 令和5年7月14日（金）午後5時まで
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力）
令和5年7月27日（木）午前10時まで
- 4 開札（電子入札システムによる開札）
令和5年7月27日（木）午前11時から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 入札手続き等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部管財課施設係（奈良県庁主棟地下1階）

電話番号 0742-27-8415（ダイヤルイン）

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

（平日：午前9時から午後5時30分まで（午前12時から午後1時までを除く。））

E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

1 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- （2）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- （3）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- （4）ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- （5）入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- （6）事前の承諾なく、入札を紙面等により提出した入札
- （7）コンピューターウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- （8）内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札（内訳書に積算誤りがある入札を含む）
- （9）所定の入札保証金または入札保証金に代わる担保納付または提供しない者のした入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料を購入する契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除きます。）において、奈良県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警

察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、奈良県に損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記３の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。